

担 当	岐阜労働局労働基準部
	監督課長 角南 巖
	監察監督官 青木 信夫
	電 話 058-245-8102

監督指導による賃金不払残業の是正結果

- 平成20年度は約2億円 -

岐阜労働局(局長 矢部 憲一)は、平成20年4月から平成21年3月までの1年間に、県下7労働基準監督署において賃金不払残業(所定労働時間外に労働の一部又は全部に対して所定の賃金又は割増賃金を支払うことなく労働を行わせること。いわゆる「サービス残業」)を行わせていたとして是正を指導した事案について、次のとおり取りまとめた。

1 対象事案

平成20年4月から平成21年3月末までの間(以下「平成20年度」という。)に、定期監督及び労働者からの申告等に基づく監督指導を行い、賃金不払残業を行わせていた企業に対し、労働基準法第37条(時間外、休日及び深夜労働に係る割増賃金)違反として是正を指導した結果、不払いになっていた割増賃金の支払いが行われたもののうち、1企業当たりの割増賃金の支払額が合計100万円以上となったもの。

2 割増賃金の是正支払いの状況(別添1参照)

是正企業数は49企業、対象労働者数は2,798人、支払われた割増賃金の合計額は2億181万円である。

企業平均では412万円、労働者平均では7万円である。

企業数では製造業(29社)、商業(6社)、建設業(4社)、という順であり、対象労働者数では商業(1,793人)が最も多くなっている。

また、是正支払いの金額では製造業(7,721万円)が最も高額となっている。

平成19年度と比較すると、企業数はマイナス5社(平成19年度54社)、対象労働者数はマイナス326人(同3,124人)、支払額はマイナス3億1,227万円(同5億1,408万円)となり、いずれも減少したが、当局においては、労働時間適正化、過重労働対策を重点課題として、重点的に監督指導をしており、その効果の結果であると分析している。

3 賃金不払残業の是正指導事例

- (1) 労働時間の管理はタイムカードの打刻及び残業を行う場合は労働者が自己申告することにより把握していたが、当該制度が有効に機能しておらず、過少に申告している実態が認められ、労働時間を適正に把握していなかったもの(事業場側は労働基準監督署の指導を受け、社内調査を実施した結果、不払いとなっていた時間外手当約3,000万円を支払った。通信業)。
- (2) 労働時間の管理はタイムカード、自己申告制(外勤がある者が中心)で行われてお

り、警備記録等と突合させたところ、管理職と扱われている者について大きな乖離が認められ、自己申告制も機能していない状況であり、労働時間を適正に把握していなかったもの（事業場側は労働基準監督署の指導を受け、社内調査を実施した結果、不払いとなっていた時間外手当約2,350万円を支払った。商業）。

4 賃金不払残業の解消、長時間労働の抑制等に向けた重点的な取組の実施

当県における労働時間の現状をみると、依然として長時間労働の実態があり、過重労働による脳・心臓疾患などの健康障害も発生していること、また、上記2のとおり割増賃金の支払いに関し、労働基準法違反として是正を指導した事業場も少なからず認められる状況にあることから、当局では、賃金不払残業の解消及び長時間労働の抑制等に向け、次のような取組を推進する。

(1) 「労働時間適正化キャンペーン」の実施

県下7労働基準監督署においては、今後とも重点的に監督指導を実施する。また、この11月を「労働時間適正化キャンペーン」（別添2）として、「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関する基準」（別添3）及び「賃金不払残業の解消を図るために講ずべき措置等に関する指針」（別添4）の周知等に努め、賃金不払残業の解消、長時間労働の抑制等を図る。

(2) 「はつらつ職場づくり推進会議」の開催

「労働時間適正化キャンペーン」期間中の11月20日（金）には、労使団体及び関係機関の参加による当県独自の取組である「はつらつ職場づくり推進会議」を以下により開催し、労働時間管理の適正化、過重労働による健康障害防止等について気運の醸成を図る。

〔はつらつ職場づくり推進会議〕

日時 平成21年11月20日（金） 午後2時から同4時まで

場所 岐阜市市橋2-1-22

ウェルサンピア岐阜

会議趣旨等の詳細は別添5参照

(3) 長時間労働の抑制等に向けた使用者団体等に対する協力要請の実施

(2)の会議において、当局幹部から、当県内の主要な使用者団体及び労働組合に対し、傘下の企業、労働組合において賃金不払残業の解消、長時間労働の抑制等に向けた積極的な取組が行われるよう、協力を要請する。

割増賃金の是正支払事案（1企業当たり100万円以上）

業種	企業数	対象労働者	割増賃金支払額（万円）
製造業	29	543	7,721
鉱業	0	0	0
建設業	4	100	2,016
運輸交通業	2	194	939
商業	6	1,793	4,922
通信業	1	41	3,031
保健衛生業	3	40	657
接客娯楽業	1	20	316
その他の事業	3	67	579
計	49	2,798	20,181
		1企業平均	412
		1労働者平均	7

対象事案は、平成20年度に、定期監督及び申告等に基づく監督において割増賃金の不払いに係る指導の結果、合計100万円以上の割増賃金の支払いがなされたもの。

別添2～5は省略